

那珂市市民投票制度（提言）の骨子

★の下線の取組みは全国の事例のうち那珂市のみの独自の規定

H27.2.18

1 市民投票に関する基本的な考え方の提示（各論1 市民投票に関する基本的な考え方）★

市にとってよりよい結論を導くため、市民・議会・市長の各主体においてそれぞれ配慮すべき事項を明記するなど、条例の運用解釈の基本となる考え方を提示することとします。

2 幅広い市民の参加の促進と積極的かつ効果的な情報提供

①幅広い投票資格者（各論3 投票資格者）

幅広く市民の意思を確認するため・市民参加を促進するため、18歳以上の市民として、永住外国人も含むとします。

②各主体が連携した十分な情報提供（各論12 情報の提供）★

市長とともに、議会、そして、地域内の情報の収集・発信の役割を担う市民自治組織についても、住民投票情報の提供に関与することとします。

③投票実施前の質問提出制度と情報提供・公表（各論7 市民投票事項に関する質問提出手続）★

市民との情報のやりとりを通じてよりよい投票行動に結びつけるため、投票実施前に質問を募り、それに対し市が把握している情報等を整理し、提供・公表することとします。

3 徹底した「熟議のプロセス」の導入～二元代表制の機能の発揮

①市民請求の場合の重要事項の判断に対する長と議会との協議（各論8 代表者証明書の交付等）★

市民請求の場合、「重要事項」に該当するかどうかについて、市民の意向を十分に踏まえたうえで、尊重主体である市長・議会が協議し責任をもって判断することとします。

②市長発議・議会請求の場合の双方の協議（各論4 市民投票の請求等）★

二元代表制の趣旨から、市長と議会が市民投票に付議する趣旨について十分な議論を行い、それを市民に明らかにします。市長発議の場合「あらかじめ、議会に協議をし、意見を求め」、議会請求の場合「あらかじめ、市長の意見を求め」ることとします。市長発議は、議会の意見を十分に考慮して判断することとします。

③投票形式に対する協議（各論5 市民投票の形式）

二者択一になるまで、市長と議会が十分な協議・検討をし、最終的な段階で市民に提示して、その的確な意思を確認することとします。

④投票結果を踏まえての協議（各論9 投票結果の取扱い）★

投票結果を尊重して行う行政上の行為について、長と議会が十分な議論を経て対応することとします。

4 市民投票結果への十分な配慮

①市民投票の成立要件の撤廃

投票結果という貴重な市民情報を、尊重主体である市長や議会が政策判断の材料又は参考にすることが重要であるため、投票率の如何に関わらず成立し、開票することとします。

②結果への十分な考慮（各論9 投票結果の取扱い）★

市民投票の結果が出たら「終わり」でなく、市長や議会が責任を持って尊重し、責任をもって判断することを重要かつ不可欠な取組みとするとともに、市長は投票結果とそれを尊重して行うことになる行政上の行為との関係を公表するものとします。